

# 仮設給水取扱指針

(趣旨)

第1条 この指針は、短期間で、臨時の用のための水道の給水（以下「仮設給水」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(仮設給水の用途の種別)

第2条 仮設給水の用途の種別は、南国市水道給水条例施行規則（平成24年上下水道局規則第3号）第9条第3号の規定により、南国市水道給水条例（平成24年南国市条例第38号。以下「給水条例」という。）第24条第1項第2号に規定する特別用とする。ただし、配水管の布設替え工事に伴う場合は、この限りではない。

(仮設給水の条件)

第3条 仮設給水は、次の各号によらなければならない。

- (1) 仮設給水を申し込んだ者（以下「申込者」という。）は、市長が別に定める誓約書（以下単に「誓約書」という。）に記載した使用目的以外には、仮設給水のために設置した装置（以下「仮設給水装置」という。）を使用してはならない。
- (2) 申込者は、仮設給水装置を当該使用が終了次第速やかに撤去しなければならない。
- (3) 仮設給水に係る工事の申込みは、あらかじめ給水予定期間を定めて申し込むものとし、その期間は原則として1年以内とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(誓約)

第4条 仮設給水は、誓約書により誓約した事項を遵守する者に限り認めるものとする。

2 前項の規定による誓約は、仮設給水に係る工事の申込み時に、申込者及び南国市上下水道局指定給水装置業者が連帯して行わなければならない。

(新設分担金の免除)

第5条 給水条例第32条第1項に規定する新設分担金については、同条第3項の規定により免除する。

(給水予定期間の延期)

第6条 申込者は、第3条第1項の給水予定期間を延長する場合は、あらかじめ上下水道局と協議し、その承認を得なければならない。

(その他)

第7条 この指針に定めるもののほか、仮設給水に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この指針は、平成29年8月7日から施行する。